

瀬戸市就学指導委員会運営規則をここに公布する。

平成25年9月25日

瀬戸市教育委員会

委員長 上川和子

瀬戸市教育委員会規則第2号

瀬戸市就学指導委員会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、瀬戸市就学指導委員会（以下「市就学指導委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 条例第3条に規定する市就学指導委員会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。

- (1) 瀬戸市立学校設置条例（昭和39年瀬戸市条例15号。以下「学校設置条例」という。）第2条に規定する学校（以下「市立学校」という。）の就学時健康診断の事後措置に関する事務
- (2) 学校設置条例に規定する特別支援学校への入学者及び市立学校の特別支援学級入級者の判定並びに入学及び入級指導に関する事務
- (3) 専門医による医学的診断等の依頼に関する事務
- (4) 障害児教育に関する研修会及び講習会の企画及び運営に関する事務
- (5) 障害児教育振興のための啓発に関する事務
- (6) 前各号に定める事務のほか、就学指導について必要な事務

(委員)

第3条 市就学指導委員会の委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が

委嘱する。

- (1) 医学に関する専門的知識を有する者
- (2) 特別支援教育に関する知識を有する者
- (3) 学識経験者

2 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 市就学指導委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、市就学指導委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市就学指導委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(校内就学指導委員)

第6条 市立学校各校の就学に関する調査研究のため、当該市立学校に校内就学指導委員を各1人置く。

2 校内就学指導委員は、当該市立学校の教員の中から教育委員会が任命する。

3 校内就学指導委員は、児童生徒の就学先を検討等するため次の事務を行うものとする。

- (1) 児童生徒の実態把握のための資料を収集し、当該市立学校において

就学指導委員会を開催すること。

(2) 市就学指導委員会へ提出する資料を作成すること。

(3) 保護者に対する就学相談を行うこと。

(4) 前各号に定める事務のほか、当該市立学校における就学指導に関すること。

(議事録等)

第7条 市就学指導委員会は、会議の終了後、速やかに議事録等を作成する。

(庶務)

第8条 市就学指導委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、市就学指導委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が市就学指導委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に任命される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。